

2022 年度卒業論文

海面における遊漁と漁業が共存する
資源保護のための制度設計と行政の役割

明治大学 政治経済学部 大森正之ゼミナール
経済学科 4年15組22番 学籍番号 1320190647 西出尚史

【目次】

はじめに（研究の概要と目的）

1章 遊漁と漁業の対立の現状

1-1 遊漁と漁業の対立の推移

1-1-1 遊漁と漁業の動向

1-1-2 遊漁と漁業の対立に対する行政の対応の推移

1-2 遊漁と漁業の対立の現状

2章 遊漁と漁業の対立構造の分析

2-1 遊漁と漁業の対立構造の分析

2-2 仮説

2-3 仮説の検証方法

3章 調査結果

3-1 アンケート調査の結果

3-2 仮説の検証

3-3 検証結果の考察

3-3-1 対立の具体的な現状

3-3-2 調査から判明した新たな対立

4章 制度設計についての提案

4-1 遊漁と漁業の間で発生している問題とその解決

4-1-1 漁場利用における遊漁と漁業の対立問題とその解決

4-1-2 遊漁者による漁業者の営業利益の毀損問題とその解決

4-2 遊漁と漁業が連携した資源保護

4-2-1 遊漁に関する各団体の組織化の在り方

4-2-2 遊漁者団体と漁業者間で連携の在り方

おわりに・謝辞

【注釈】

【参考文献】

【添付資料1】 アンケート調査質問状

【添付資料2】 アンケートへの回答

はじめに（研究の概要と目的）

2022年現在、新型コロナウイルスの流行とそれに伴うアウトドアレジャー・ブームの一環として釣りに注目が集まり、釣り人の延べ人数が増加している。しかし、遊漁者^{註1}による漁港へのごみの放置や立ち入り禁止場所への侵入、漁船の航路上での釣りなど遊漁者と漁業者との間でのトラブルも多く発生している。また、遊漁者の増加は漁獲量の増加につながり、遊漁が水産資源の資源量に与える影響を増加させているといえる。

こうした状況を踏まえ、本稿では遊漁と漁業が共存する漁場利用と水産資源保護のための制度設計について考察する。まず第一章では、過去10年間で遊漁と漁業が示してきた動向と、遊漁と漁業の対立問題に対する行政の対応の推移を述べたうえで、遊漁と漁業の対立の現状について述べる。第2章では、遊漁と漁業の対立構造について分析を行い、対立の解消に向けて有効な制度設計についての仮説を設定する。また、設定した仮説の検証方法についても述べる。第三章では、調査結果をもとに考察を行い、仮説の検証をする。最後に第4章では遊漁と漁業が共存する漁場利用と水産資源保護のための制度設計について提言を行う。その提言は、すべての遊漁者と釣り具メーカーなどの遊漁に関連する企業を組織化し、海面利用についての漁業者との調整と漁業者と協力しての水産資源保護・増殖活動を行う第三者機関を海面利用協議会の機能を補完する形で設立するべきであるというものである。また、第三者機関の設立と同時に、遊漁者に対して水産資源の保護や漁業者との対立回避のための法規制や金銭・労働的負担制度の確立が行われるべきであるという提言も行っている。

1章 遊漁と漁業の対立の現状

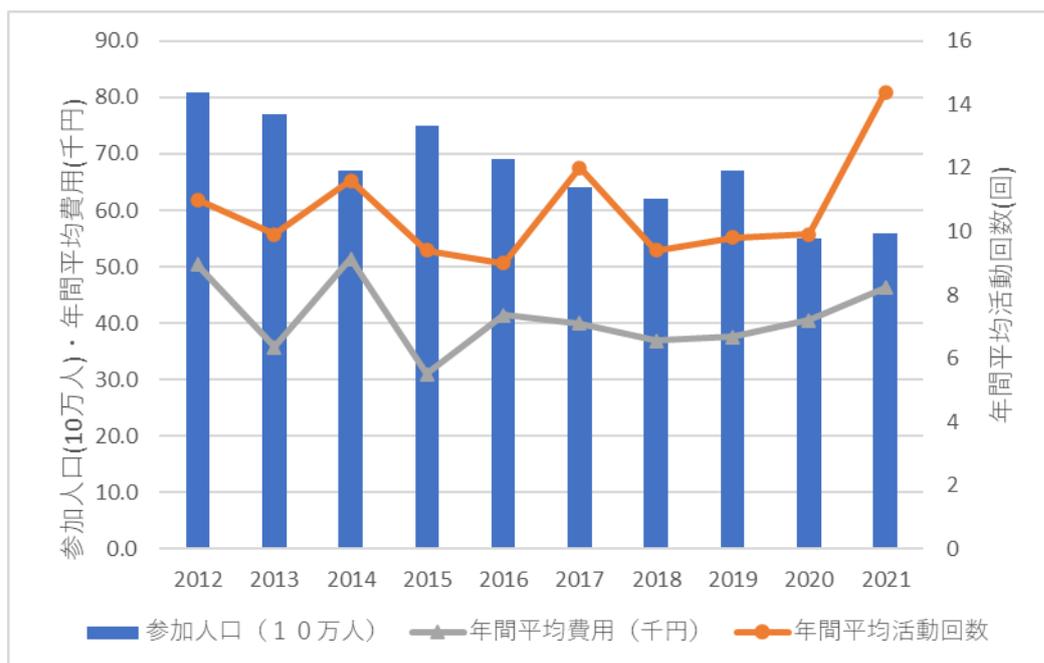
1-1 遊漁と漁業の対立の推移

1-1-1 遊漁と漁業の動向

日本生産性本部（2015）『レジャー白書 2015』と日本生産性本部（2022）『レジャー白書 2022』から作成した釣り参加人口、年間の平均活動回数、年間平均費用の推移をまとめた図1を以下に示す。2012年以降、釣り参加人口は減少傾向にあり、2019年以降もその傾向は続いている。一方で年間平均活動日数は2020年までは横ばいであったものの、2021年には前年の9.9回から大きく増加

し 14.4 回となっている。また、年間平均費用も増加の傾向にある。釣り参加人口はほぼ横ばいまたは減少傾向にあるが、年間平均活動日数が大きく増加していることから、一日当たりの遊漁者の数は増加しているといえる。また、年間平均費用の増加は釣りの市場が拡大していることを意味する。

図 1 釣り参加人口、年間平均活動回数、年間平均費用の推移



出典：日本生産性本部（2015）『レジャー白書 2015』：日本生産性本部（2022）『レジャー白書 2022』より筆者作成

次に、農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2021）、農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2022）と農林水産省「漁業構造動態調査」（2021）から作成した 2012 年から 2021 年までの漁業就労者数と海面漁業・養殖業生産量の推移を示した図 2 を次項に示す。2012 年以降、漁業就労者数は減少を続け、生産量も同様に減少している。遊漁が 2019 年からの 3 年間で拡大傾向にある一方で、漁業の衰退が進んでいるといえる。

こうした状況を受けて、遊漁の振興を行うことによって漁村の活性化を図る取り組みが検討されている。2022 年 3 月に公表された水産庁（2022）「水産基本計画」においては、遊漁船業が漁業者にとって地元での兼業収入を得る手段であることから、漁村の活性化に遊漁を活用していくことが記載されている。しか

し、遊漁者の延べ人数の増加は漁港へのごみの投棄や立ち入り禁止場所への侵入など遊漁者と漁業者の間でのトラブルの増加を招いている。遊漁の振興による漁村の活性化を図るためには、遊漁者と漁業者との間でのトラブルを回避するための制度の整備が必要不可欠であると考えられる。

図2 漁業就労者数と海面漁業・養殖業生産量の推移



出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2021）：農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2022）：農林水産省「漁業構造動態調査」（2021）より筆者作成。

1-1-2 遊漁と漁業の対立に対する行政の対応の推移

遊漁と漁業の対立問題に対して、水産庁をはじめとする行政当局は様々な対応を取ってきた。その中で本研究の主旨である遊漁の制度化と組織化、遊漁者と漁業者の間での海面利用に関する調整の観点から、本研究にとって重要であるといえるものが以下の4つである。

(1) 遊漁船業法の成立

金田禎之（2001）『漁業法のここが知りたい』によれば、1988年12月に公布された遊漁船業法が、行政による遊漁船業に対する支援や制度化の始まりであるとされている。同法は、遊漁船業の健全な発展を目的とし、特に遊漁船利用者の安全の確保、遊漁船利用者の利便の増進、漁場の安定的な利用関係の確保の3

つの課題に対応するために、制度が整備された。遊漁船業法では、遊漁船業者の組織化が推進され、遊漁船事業者の登録制度の整備と社団法人全国遊漁船業協会^{注2}の設立が行われた。また、遊漁船事業者による協同組合の設立も各地で行われている。

(2) 海面利用協議会の設置

レジャーブームによる遊漁者やマリンスポーツの愛好家など、海面利用者の増加を受け、農林水産省通知（1994）「海面利用協議会等の設置について」に基づき、漁業者と海面利用者との間での対立を解決するために海面利用協議会が設立された。海面利用協議会では、漁業者と遊漁者を含む海面利用者の中で協議が行われ、遊漁と漁業の間での申し合わせ事項や地元ルールの策定が行われている。東京湾では、千葉県と神奈川県において遊漁者と漁業者の間での申し合わせ事項が制定されており、遊漁者に対してコマセの量や漁期などの制限を課している。また、農林水産省通知（1999）「広域海面利用協議会の設置について」において、都道府県の範囲を超えて利用されている海面に対して、円滑な利用を図るための広域海面利用協議会を必要に応じて設置するよう通達されている。

(3) TAC 法による水産資源管理

水産資源の持続可能な利用のために、魚種ごとに日本国全体、または地域ごとに漁獲可能な漁獲枠を設定して漁獲量を規制する取り組みが TAC 法に基づく資源管理である。1996 年に批准された国連海洋法条約に基づき、排他的経済水域内において生物資源の漁獲可能量 (Total Allowable Catch) を決定するために、同年に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（通称 TAC 法）が制定され、TAC による資源管理が 1997 年に開始された。制定当初はサンマやスケトウダラなどの 7 魚種に対して、漁獲可能量が設定された。漁業者に漁獲量の報告を行わせ、設定された漁獲量を超えないよう農林水産大臣または知事の管理のもと漁獲量に制限が与えられていた。2018 年度からは、国際的な資源保護の枠組みを守るために、クロマグロについても TAC による管理が開始された。クロマグロを狙った遊漁船など^{注3}に対しても協力が求められており、幼魚の再放流や漁獲可能枠を超過した場合に行われる漁業者への操業自粛要請への同調が求められている。さらに、2020 年 9 月 30 日に水産庁より公表された「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」によると、上述の 8 魚種に加え、カタクチイ

ワシやマダイ、ヒラメなど漁獲量の多いものを中心に TAC 管理への移行を検討するとされており、今後の拡大が予想される。

1-1-3 遊漁と漁業の対立に対する民間の対応

上述の行政による取り組みに加えて、遊漁者を組織化し漁業との調整や資源保護活動を行おうとする取り組みが民間から立ち上げられている。遊漁者を組織化している公的かつ全国的な団体として、一般社団法人全日本釣り団体協議会（以下全釣り協）が 1971 年に設立されている。この団体は、全国の釣具店などを拠点とする釣りクラブなどの遊漁者団体を代表して行政との協議を担っているほか、上述の海面利用協議会に委員を推薦し、漁業者との調整に参画している。また、全国各地で釣りインストラクターを養成して遊漁者のマナーの向上に向けた取り組みを行っている。同団体の HP によれば、2022 年現在で、14 の県釣り団体協議会と釣種や地域ごとに分かれる 8 つの広域釣り団体、さらに上述の釣りインストラクターの連絡機構が地域ごとに 7 つ同団体の正会員として加盟している。さらに、賛助会員として釣り関連書籍を出版する株式会社つりびと社や国内唯一の釣り専門チャンネルを運営する株式会社釣りビジョンなどの釣り関連メディアや、株式会社ジャッカルなどの釣り具メーカー、後述する日本釣振興会が加盟している。また、1970 年に設立された公益財団法人日本釣振興会（以下日釣振）も遊漁者を組織化した団体である。日本釣り振興会は全国の釣り人個人や釣り具メーカーを会員に持ち、水産資源の増殖活動や釣り場環境の改善といった活動を行っている。同団体 HP よれば、2022 年現在でグローブライド株式会社と株式会社シマノの釣り具業界最大手 2 社をはじめとする 99 の釣り具メーカーや問屋、小売業者、釣り関連メディアが加盟しており、約 3200 人^{注4}の個人会員が加盟している。これらの遊漁者団体は、いずれも遊漁の振興と同時に遊漁者のマナー向上や稚魚放流などの水産資源の保護・増殖活動を行っている。上述のとおり釣り具メーカーや釣り関連メディアなどの釣り関連企業については組織化が進んでいるといえる。しかし個人の遊漁者の組織化は進んでおらず、加盟のインセンティブがないことが問題点であるといえる。

1-2 遊漁と漁業の対立の現状

農林水産省通知（2002）「海面における遊漁と漁業との調整について」をはじめ

めとする資料から、以下の対立が遊漁と漁業の間で発生していることが確認できる。

(1)遊漁による水産資源の乱獲による対立

一色竜也 (2013)「神奈川県沿岸における遊漁案内業船によるマダイ釣獲量の年変動」^{注5}によれば、遊漁と漁業の双方にとって重要な魚種であるマダイについて、神奈川県では遊漁船による釣獲量が同時期の漁獲量の 1.3~3.0 倍に及んでおり、遊漁が資源量に与える影響は無視できないものであるとされている。同様の事例は京都府でも起きている^{注6}さらに、一色竜也 (2010)「神奈川県における陸釣り遊漁釣獲量の推定」^{注7}によれば、カサゴやメバル、クロダイなどの魚種について陸釣りによる推定漁獲量は無視できないものとなっており、地先の資源量に影響を与えているとされている。また、カサゴやメバルなどの底魚資源については、その生息範囲が狭いという特性上、繰り返しの遊漁によって資源量が減少することが予想される。上記のことから遊漁が資源量に与える影響は無視できないものとなり、水産資源をめぐる遊漁と漁業の間で対立が発生していることが考えられる。

(2)漁業者（漁協）が行う資源保護活動の成果への遊漁者のフリーライドによる対立

漁業者は、水産資源の保護・増殖のために、稚魚の放流や漁礁の設置、干潟の保全など様々な活動を行っている。また、漁港の整備や維持管理活動も行っている。これらの活動には、一般的に漁業者が支払う組合費や漁協の売り上げなどから費用が支払われる。また、これらの活動は漁業者が自らの操業の合間を縫って行うものであり、労働の負担も漁業者によってなされている。2022年現在、マダイやヒラメといった特定の魚種を狙った船釣りに対して放流協力金の負担を求めるなど、遊漁者がこれらの活動に対して負担を負う制度が神奈川県など一部地域で存在している。しかし、これらの漁業者が行っている水産資源を保護するための取り組みと漁場の整備に対して、一般的には遊漁者は金銭的および人的負担を一切行うことなく、その成果に対してフリーライドすることが出来る。

(3)漁場利用における対立

良好な漁場となる範囲は限られており、狭い海域に多数の船舶が集まった場合、漁具の破損や船舶の衝突などの事故のリスクが発生することから、遊漁者と

漁業者の間には良好な漁場をめぐった対立が発生する。さらに、漁場における遊漁者のマナー違反によって引き起こされる遊漁者と漁業者の間での対立も存在する。漁港や海洋への遊漁者のごみの投棄や、立ち入り禁止エリアへの侵入、漁業者の操業への妨害など、釣り人のマナー違反によるトラブルや対立が多く発生していることが考えられる。

(4) 漁業と遊漁それぞれに適用される規制の差異による対立

水産資源の保護を目的として、各都道府県が制定する漁業調整規則によって漁法や漁場などについての制限が設けられている。この漁業調整規則は一般に遊漁者と漁業者の双方に適用されるものである^{注8}。しかし「海面における遊漁と漁業との調整について」によれば、特に撒き餌の禁止と集魚灯の光量制限について漁業者に適用される規制が遊漁者に適用されず、遊漁者と漁業者の調整が必要な事項であるとされている。また、漁業者は漁業調整規則とは別に、漁法や漁場、漁期などについて自主規制を設けている場合がある。しかしながら遊漁者による自主規制や、漁業者が定めた規制の順守が行われなければ、遊漁者と漁業者の間で対立が発生する。

2章 遊漁と漁業の構造的な対立の分析

2-1 遊漁と漁業の構造的な対立の分析

上述の遊漁と漁業の間で発生している対立は、大きく分けて水産資源の保護・管理に関する対立と漁場利用の制度および規制に関する対立の2つに分類できると考える。まず、(1)と(2)の対立は、水産資源の保護・管理に関する対立に分類できる。この対立は遊漁者に資源の保護に対する制度や枠組みが確立されていないことによるものである。水産資源の保護・管理活動に対する責任を漁業者だけが負い、遊漁者に一切の責任を負わせてこなかった。これにより、双方ともに水産資源を利用しているにも関わらず、遊漁者と漁業者の間で水産資源の保護のための金銭や労働による負担に偏りが生じ、対立が生じている。次に、(3)と(4)の対立は、漁場利用の制度および規制に関する対立に分類できる。漁業法や水産行政が、海面での遊漁に対して規制を設けてこなかったこと、そして遊漁者と漁業者との間で調整を行う機関の機能が不十分であることによって引き

起こされている。さらに、遊漁者に対してルールやマナーの普及・啓発活動が進んでいないこともこの対立の原因となっていると考えられる。また、マナー違反や漁業者との間で行われた取り決めに対する違反を抑止・取り締まりする機構が存在していないこともこの問題を深刻化させているといえる。

2-2 遊漁と漁業の対立の解消施策についての仮説

上述の漁業と遊漁の間で発生する対立を解消するためには、以下の仮説1～3の事項が必要であると考えられる。

仮説1：遊漁と漁業の間での漁場利用調整および資源管理を専門とする第三者機関の行政による設立支援が必要である。

2022年現在、すでに各都道府県の海面利用協議会によって漁業者、遊漁者、海洋性レジャーの関係者の間で、海面の利用について調整が行われている。しかし遊漁と漁業の対立を解消し、双方にとって持続可能な環境を維持するためには、遊漁船、プレジャーボートの利用者、岸壁や地磯からの釣り人のすべてが参加し、かつ水産資源の保護・管理を行う機能を備えた第三者機関が必要となる。そのためこの第三者機関を各都道府県の海面利用協議会と必要に応じて広域海面利用協議会に組み入れ、それらを補完する形で設立するべきである。また、その設置、運営にかかわる費用については、一部または全額の行政による負担が必要である。

仮説2：遊漁の利害関係者（プレジャーボートの利用者、岸釣りを行う釣り人）による漁業者との利害調整を可能にする組織が必要である。

遊漁を斡旋する遊漁船はほとんどの場合漁業協同組合の組合員であり、また東京湾など釣り人口の多い地域では漁業協同組合とは別に遊漁船組合が作られている。このことから、上述の遊漁船業法による推進の結果、遊漁船はすでにある程度組織化されていると思われる。しかし、個人が出船するプレジャーボートや、岸壁や磯場からの釣り（以下岸釣り）については、それぞれ個人の活動となり、組織化されていない。そのため団体内での相互監視や、代表者を立てての制度作りへの参画、資源保護のための資金収集と活用が出来ない状況にあると思われる。プレジャーボートおよび岸釣り遊漁者においても、一定の地域内で、利

害関係者を組織化して代表者を選任し、制度作りへの参加と定められた制度の確実な履行に責任を負わせる必要がある。その方法として、遊漁者に公的なライセンスの購入と上述の第三者機関の下部組織となる地域遊漁者団体への登録を義務づけ、ルール周知を行ったうえで、第三者機関による資源管理活動へのライセンス収入の配分を行うことが考えられる。さらに、同団体が実施する釣果報告の義務づけや、水産資源の保護・管理活動や漁業者との間での調整に対する要望をアンケートなどの手法により吸い上げて漁業者と共に資源管理活動に組み込んでいく手法が考えられる。

仮説3：遊漁者の資源保護に対する金銭および労力の負担の制度化が必要である。

2022年現在、遊漁者による資源保護活動に対する負担については、地域や魚種によって対応が分かれている。遊漁者による資源保護活動への負担について、すべての地域、魚種について確立する必要がある。さらに、すべての魚種の釣りによる漁獲量について把握し、その情報をもとに遊漁者と漁業者が連携して漁獲枠の配分や資源量の把握を行い、資源の保護・管理を行っていくことが必要である。

2-3 仮説の検証方法

水産庁の増殖推進部栽培養殖課へのヒアリング調査を行い、遊漁と漁業の間で発生する対立問題や資源管理についての水産庁の考えの聞き取り調査を行った^{注9}。また、当論文のテーマおよび研究概要についての意見交換も実施した。特に次のアンケートの内容と設問について意見をいただいた。

次に、遊漁船業が発達し、また釣り人口が集中する東京湾沿岸の都県（東京都、神奈川県、千葉県）の各漁協に対して質問票を郵送してアンケート調査を行い、遊漁と漁業の対立と、資源保護のための取り組みについて調査した。質問票の送付先は以下のとおりである。また、漁協に送付した質問票を添付資料1に示す。

東京都：大田漁業協同組合；芝漁業協同組合；港漁業協同組合；
中央隅田漁業協同組合；佃島漁業協同組合；東京東部漁業協同組合
計：6漁協

千葉県：市川市漁業協同組合；船橋市漁業協同組合；金田漁業協同組合；
新木更津漁業協同組合；富津漁業協同組合；新富津漁業協同組合；
大佐和漁業協同組合；天羽漁業協同組合；鋸南町保田漁業協同組合；
鋸南町勝浦漁業協同組合；岩井富浦漁業協同組合；館山漁業協同組合；
西岬漁業協同組合；波佐間漁業協同組合；東安房漁業協同組合；
鴨川市漁業協同組合；新勝浦市漁業協同組合；勝浦漁業協同組合；
御宿岩和田漁業協同組合；夷隅東部漁業協同組合；九十九里漁業協同組合；
海匝漁業協同組合；銚子市漁業協同組合
計：23 漁協

神奈川県：横浜東漁業協同組合；横浜市漁業協同組合；
横須賀市東部漁業協同組合；横須賀市大楠漁業協同組合；長井町漁業協同組合；
みうら漁業協同組合；三和漁業協同組合；葉山町漁業協同組合；
小坪漁業協同組合；鎌倉漁業協同組合；腰越漁業協同組合；
江の島片瀬漁業協同組合；藤沢市漁業協同組合；茅ヶ崎市漁業協同組合；
平塚市漁業協同組合；平磯二宮漁業協同組合；小田原市漁業協同組合；
岩漁業協同組合；真鶴漁業協同組合；福浦漁業協同組合
計：20 漁協
合計：49 漁協

アンケート調査は 2022 年 9 月 23 日から同年 10 月 7 日にかけて行った。アンケートでは以下の 4 つの事項について質問を設定した。

- ① 遊漁者と漁業者の間でのトラブルの有無とその詳細
- ② 遊漁による資源量の影響の有無
- ③ 地元ルールの有無とその詳細
- ④ 水産資源保護のための漁協の取り組み
- ⑤ 水産資源保護のために漁業者が遊漁者、行政、水産・遊漁関連団体に求めること

3 章 調査結果

3-1 アンケート調査の結果

質問状を送付した 49 の漁協のうち 25 の漁協から回答を得ることが出来た。漁協からの回答をまとめたものを、添付資料 2 に示す。尚、回答に対する機密の保持のため、漁協名はアルファベットに置き換えている。

①遊漁者と漁業者の間でのトラブルの有無とその詳細

遊漁者と漁業者の間で発生したトラブルについて、回答を得られた 25 の漁協のうち、17 の漁協で遊漁者との間でトラブルが発生していた。そのうち、代表的な回答を抜粋し、次項の表 1 に示す。「トラブルの相手」となった遊漁者の種類については、岸壁や地磯などから釣りをする「岸釣り」の遊漁者が最も多く、トラブルが発生していた漁協のうち 13 の漁協で「岸釣り」の遊漁者との対立が発生していた。次いで「プレジャーボート」や「カヤック」など、遊漁船以外の船舶利用の遊漁者とのトラブルが 8 つの漁協で発生しており、「遊漁船」とのトラブルが発生していた漁協は 5 つであった。また、漁業者同士であっても他県や他漁協の漁業者との間でトラブルが発生していた。「トラブルの内容」としては、「漁法」(釣り方)を巡るトラブルが最も多く 9 つの漁協で見られ、続いて「ごみの投棄」が 8 つ、「漁場の競合」が 7 つ、「漁業施設内での釣りによる漁具の破損」などのトラブルが 6 つの漁協で見られた。

②遊漁による資源量への影響の有無

次に遊漁による水産資源への影響については、25 の漁協のうち 4 つの漁協から「釣り過ぎが原因で減少した」と思われる魚種があるという回答が得られた。漁協からの回答を次項の表 2 に示す。遊漁による資源の減少について、漁協 O からは因果関係の証明が出来ないという意見もあった。また、資源量が減少することのほかに、遊漁者による魚へのダメージが原因で水産物の市場価値が下がることを漁協 F が指摘している^{注10}。

表1 遊漁者とのトラブルに関する代表的回答

質問/漁協	漁協D	漁協G	漁協N	漁協P	漁協V
質問1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	あり	あり	あり	あり
質問2 トラブルの相手	岸釣り プレジャー ボート	遊漁船 プレジャー ボート 岸釣り	遊漁船 岸釣り（道具の性能が向上し、飛距離が出て危険） カヤックなど海に適さない船がコロナで増加。沖合まで来て危険	遊漁船 プレジャーボート 岸壁	近隣漁協と 当組合関係者
質問3 トラブルの内容	プレジャーボートが漁業施設に侵入して施設を破損	漁法 ごみ 海上に設置された漁業施設や網等の破損 ルアーなどが漁網に引っ掛かりけがをする	漁場の競合 釣り針などが漁具に絡まる 特にルアーなどの疑似餌が多い	漁場の競合 漁法 定置網などの漁具の破損	漁場の競合 漁場締め出し

アンケートへの回答より筆者作成

表2 遊漁者による水産資源への影響に関する回答（一は回答無し）

質問/漁協	漁協F	漁協M	漁協P	漁協Q	漁協S
質問4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	カマス キス カレイ類 太刀魚 スズキ	アカムツ	カツオ (因果関係は証明できない)	真蛸	不明 (そういった話は聞かない)
質問5 質問4の魚種のうち組合にとって重要な魚種	カレイ類 スズキ	アカムツ	カツオ	真蛸	—
質問6 質問4の魚種の減少について責任のある遊漁者	遊漁船 プレジャーボート	遊漁船	遊漁船	遊漁船	—

アンケートへの回答より筆者作成

③地元ルールの有無とその詳細

「地元ルールの有無」については、25 の漁協のうち 14 の漁協で地元ルールが策定されていた。そのうち代表的な回答を抜粋し、表 3 に示す。「地元ルールを策定する際に障害となったこと」については、「ルールの周知や違反者の抑止の困難」を回答した漁協が最も多く 6 つの漁協見られた。また、「行政の支援が不足」しているという回答が 2 つ、「漁業者側の人材が不足」しているという回答が 1 つ見られた。地元ルールを策定していない漁協からの、「地元ルールが策定されない理由」としても、同様の回答が得られた。

表 3 地元ルールの策定に関する代表的回答（―は回答無し）

質問/漁協	漁協F	漁協M	漁協T	漁協G	漁協N
質問 7 地元ルールの有無	あり	あり	あり	なし	なし
質問 8 地元ルールの内容	撒き餌ルール	漁獲量	漁期 漁法 漁場	—	—
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	なし	あり	あり	—	—
質問 10 質問 9 の障害の種類	ルールの周知や違反者の抑止の困難	ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援の不足 漁業者側の人材不足	費用 ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援不足	—	—
質問 11 地元ルールを作らない理由	—	—	—	ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援の不足	ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援不足

アンケートへの回答より筆者作成

④水産資源保護のための漁協の取り組み

漁協による水産資源保護のための取り組みについて、25 の漁協のうち 21 の漁協で独自の取り組みを行っているという回答が得られた。そのうち代表的な回答を抜粋し、表 4 に示す。21 の漁協のうち 14 の漁協でその取り組みに対する遊漁者の協力があるという回答が得られた。しかし、協力が得られているのは組合員でもある遊漁船事業者からのみで、遊漁船以外の船舶の利用者や岸釣りの遊漁者からは協力が得られていないという回答もあった。遊漁者からの協力の形態については、「定められたルールの周知・徹底」が最も多く 9 つの漁協で見られ、次いで 5 つの漁協で「活動に関する労力の提供」がなされていた。また、「活動に関する資金の提供」も 3 つの漁協で行われている。

表 4 水産資源保護のための取り組みについての代表的回答（一は回答無し）

質問/漁協	漁協J	漁協K	漁協M	漁協S
質問 1 3 活動の内容	漁期の制限 稚魚の放流	稚魚の放流 稚貝の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 稚魚の放流	漁期の制限 稚魚の放流 体長制限
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	漁期の制限	稚魚の放流	漁獲量の制限	遊漁船事業者はすべて組合員なのですべての事項に協力している。 一方プレジャーボートやゴムボートなどはからは協力を得られていないと思う
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	定められたルールの周知・徹底	活動に関する労力の提供 活動に関する資金の提供 定められたルールの周知・徹底	定められたルールの周知・徹底	—

アンケートへの回答より筆者作成

⑤水産資源保護のために漁業者が遊漁者、行政、水産・遊漁関連団体に求めるこ

と

漁協からの水産資源の保護・増殖のために「遊漁者に対して求めること」の回答のうち代表的なものを表5に、「行政に対して求めること」の回答のうち代表的なものを表6に、「遊漁に関連する団体に協力を求めること」の回答のうち代表的なものを表7にそれぞれまとめた。遊漁者に対しては、「漁業施設に立ち入らない」、「決められたルールの履行」など、ルール・マナーに関する要望が多く寄せられた。行政に対しては、「遊漁者に対する規制の整備」や、「水産資源保護活動に対する支援」を求める意見が多く見られた。最後に遊漁関連団体に対しては、釣り人のマナー向上や、水産資源の保護に対する意識の向上につながる活動を行ってほしいという意見があった。

表5 遊漁者に対して求めることについての代表的な回答（一部要約）

質問/漁協	漁協F	漁協G	漁協N	漁協Y
質問16 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	撒き餌の全面禁止 休漁日には遊漁船も休みにする 食べないのにスポーツとして釣りをしない （リリースしても魚は死んでしまった り、針傷のある魚は市場価値はない）	マナーの悪い遊漁者による危険行為や迷惑行為、漁具の破損が多い。 漁業者が資源保護のための活動を行っていることを意識してほしい。 遊漁船も漁業を行っている漁業権内に案内するのはやめていただきたい。	持ち帰り量（尾数）制限 撒き餌禁止 無動力船の規制 カヤックなどの静穏度の保たれた場所以外での使用禁止	仕掛けの根掛かりやごみを放置しない。 コマセなどの制限 漁船に近づかない （特にSUP、カヤック）

表6 行政に対して求めることについての代表的な回答

質問/漁協	漁協B	漁協F	漁協N	漁協O	漁協S
質問17 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	港湾事業などにおいて漁師の意見を尊重してほしい	ルールを作り釣り禁止の場所を決め罰則を厳しくする工場の温排水や今ある干潟を守る	釣り具メーカーやえさ販売メーカー、小売店などの売りに環境税的なものをかけて徴収してはどうか。 漁師を含め海川湖すべてに携わる者から徴収しては	遊漁に対するライセンス制の導入	漁業者は対象が絞られるため、漁協を通じて行政からの指導ができるが、遊漁者（特に遊漁船を利用しない人）に関しては把握できず、指導しきれないのが現状である。 この点を改善する仕組み図案が必要だと思う

表7 遊漁に関連する団体にどのような支援を望むかについての代表的な回答

質問/漁協	漁協B	漁協F	漁協G	漁協N	漁協Y
質問18 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	水産・遊漁関連の団体が協力していく仕組みが必要である 場所の楽しみ方だけを前面に出すのではなく、その場所のルールやマナーを周知してほしい	もっとルールを守らせる 釣り具メーカーは脱プラをすべき 違法係留をしているプレジャーボートが一番マナーが悪く、問題にしてほしい	釣りの情報などを発信する方々が、漁業の邪魔をしないよう、マナーを守りましょうと発信をしていただきたい。 立ち入り禁止区域での釣りや路上駐車やごみのポイ捨てなど様々なことが漁業者の作業の手を止めてしまっているのが現状である。	様々な問題に対して関係団体が共有して取り組んでいくべき。 行政任せではダメだと思う	漁場保全に対するサポート 資金援助やメディアでの拡散

いずれもアンケートへの回答より筆者作成

3-2 仮説の検証

上述のアンケートの結果をもとに、仮説1～3の妥当性を検討する。

仮説1：遊漁と漁業の間での漁場利用調整および資源管理を専門とする第三者

機関の行政による設立と支援が必要である。

仮説1について、妥当性があるものと考えられる。すでに海面利用協議会によって申し合わせ事項が策定され、調整が行われているにもかかわらず、回答を得られた漁協のうち7割近くの漁協で遊漁者と漁業者の間でのトラブルが発生していた。さらに、地元ルールの策定や運用に対する障害について、ルールの周知や違反者の抑止の困難が最も多く回答され、次いで行政の支援不足や漁業者側の人材不足が指摘されていた。上記のことから、遊漁者と漁業者の対立を解消するためには、資金や人員に対する行政の支援のもとで、海面利用協議会の機能を補完する機関の設置が必要であるといえる。

仮説2:遊漁の利害関係者（遊漁船、プレジャーボートの利用者、岸釣りを行う釣り人）による漁業者との利害調整を可能にする組織が必要である。

仮説2についても、妥当性があるものと考えられる。岸釣りの遊漁者とプレジャーボートなどの利用者が漁業者とのトラブルを最も多く発生させていた。また、地元ルールや漁協による水産資源保護のための取り組みへの遊漁者の協力についても、ほとんどの場合で漁協組合員でもある遊漁船事業者からの協力がほぼ全てである。漁協からの回答にもあったように、岸釣りや遊漁船以外の船舶の利用者からの協力が得られにくい現状があると考えられる。このことから、岸釣りの遊漁者とプレジャーボートやカヤック、スタンドアップパドルボード（以下SUP）など、遊漁船以外の船舶の利用者を組織化し、彼らと漁業者の間での利害調整を可能にすることが、遊漁者と漁業者の間での対立を解消し、双方にとって持続可能な遊漁と漁業の漁場利用を整備するために重要であることが言える。

仮説3:遊漁者の資源保護に対する金銭および労力の負担の確立が必要である。

仮説3についても、妥当性があるものと考えられる。アンケート調査では、遊漁による水産資源の減少があると答えた漁協は3つにとどまったが、1-2(1)で述べた通り、遊漁による資源量への影響は発現していると考えられる。また、釣り針による魚の口や頭部への傷や、釣り糸、タモ網などによるヒレや鱗への傷など、釣りに伴う魚へのダメージが魚の市場価値を低下させることや、定置網やのり網などの漁具の破損が漁業者の利益を毀損していることがアンケートから確認された。このことから、遊漁者は水産資源の増殖活動に対して資金・労力を提供し、漁業者の営業利益の損失に対して補償を行うべきであると考えられる。また、1-

1-2(3)で述べた TAC 規制には、将来的に遊漁者を組み込んでいく考えも含まれ、体長制限および尾数制限の設置や釣りによる漁獲量の把握を行う仕組みが必要であると考えられる。

3-3 検証結果の検討

3-3-1 対立の具体的な状況

3-1 で述べた通り、7 割近くの漁協で遊漁者と漁業者の間での対立が発生している。最も多く見られた対立は「漁場利用に関する対立」である。遊漁者に対するルール・マナーの啓発活動や、行政による制度設計、違反者の抑止・摘発をする機関の整備がこの対立を解消するために重要であるといえる。水産資源の保護・管理に関する対立については、遊漁によって資源量が減少した魚種があるという回答をした漁協は全回答の一割超であった。また、遊漁者による魚の漁獲が、魚に対して針による口や頭部への傷や釣り糸などによるヒレや鱗の欠損といった外見上のダメージを与え、それが魚の市場価値を毀損するという形で漁業者との対立を生んでいる事例がみられた。現時点では、遊漁による水産資源の減少による漁業者との間での対立が広範にあるとは言えないが、遊漁者と漁業者との間での水産資源を巡るトラブルの存在は確認された。漁業者による資源保護に対する取り組みに対して、半数以上の漁協で遊漁者からの協力が得られているという回答があったが、約半数の漁協でその協力の形態はルールの周知・徹底にとどまり、活動への資金、労力の提供は行われていなかった。また、その協力のほとんどが漁協組合員でもある遊漁船事業者からなされているものであり、岸釣りの遊漁者と遊漁船以外の船舶の利用者からは協力を得られていないと指摘する回答もあった。このことから、特に岸釣りおよび遊漁船以外の船舶の利用者との対立がより深刻になっているといえる。

3-3-2 調査から判明した新たな対立

調査から判明した新たな対立として、まず遊漁による水産資源の市場価値の毀損がある。この対立は、遊漁者によって釣られたのち、海へ返された魚類の市場価値が、釣り針による傷などによって低下するというものである。仮説では、

遊漁によって水産資源の資源量そのものが減少することを想定していた。しかしこの場合遊漁によって資源量は減少しておらず、この対立は尾数制限やキャッチアンドリリース^{注11}の普及など、遊漁による資源量への影響を最小化する施策だけでは解消することが出来ない。遊漁者は水産資源の保護・増殖活動を行うことで市場価値ベースでの水産資源の価値減少に対する補填を行う必要がある。

次に、SUP やカヤック、ゴムボートなど特定の拠点を持たない船舶の利用者との対立が発生していたことである。仮説ではマリーナなど特定の拠点を持つプレジャーボートの利用者のみを想定していたが、これら特定の拠点を持たない船舶の利用者までも組織化する必要性が生じた。

4章 制度設計についての提案

4-1 遊漁と漁業の間で発生している問題とその解決

4-1-1 漁場利用における遊漁と漁業の対立問題とその解決

アンケート調査から、漁場利用において、「漁法をめぐる対立」、「ごみの投棄」、「漁場の競合」、「漁業施設内での釣りによる漁具の破損」といった問題が生じていることが分かった。これらの問題を解決するためには、以下のことが必要であると考えられる。

(1)海面での遊漁に対する詳細かつ拘束力を持ったルールの整備

2022年現在、海面での遊漁に対して、釣り方や仕掛けなどを規制するルールの整備は進んでいないといえる。上述のとおり、地元ルールによって撒き餌などに制限はかけられているが、法的な強制力は無く、またルールの周知や違反者の抑止が難しいことがアンケート調査からもわかっている。また遊漁者の立場から考えると、この地元ルールは地域によって異なり、また能動的に調べる必要がある。このことは、地元ルールを知らなかったことや、ルールに対する誤解からくるルール違反を誘発する。このことから、全国的またはある程度広範な地域に対して共通し、さらに釣りを行うにあたって必ず目を通すことになり、罰則や罰金を伴ったある程度拘束力のあるルールの整備が、遊漁者と漁業者の間での対立を解決するために重要であるといえる。

(2)遊漁者に対するマナー向上のための啓発活動

ごみの投棄や漁業施設内での釣りによる漁具の破損といった問題は、ルールの整備や取り締まりの強化といった対策だけでは解決が難しいマナーやモラルの面での問題である。遊漁者に対するマナー向上のための啓発活動を、行政および遊漁者と遊漁関連のメディアを含む遊漁関連企業の費用負担によって行っていく必要がある。また、遊漁者間での相互監視を促進していく必要もあると考える。

(3)漁場の整備に対する一部費用の遊漁者による負担

2022年現在、漁礁の設置や漁港の維持・管理は漁協が担っている活動である。遊漁者は漁港での釣りや漁礁での釣りに対して、一般的には費用負担をしていないにもかかわらず、これらの漁場や漁業設備を利用することで対立が発生している。漁場および漁業施設の整備に対する費用のうち一部を遊漁者が負担する仕組みを整備し、漁業者への金銭や労働による負担の偏りを無くす。同時に遊漁者に対して漁場や漁業設備を利用する正当な権利を与えることによって、釣り場環境の維持に対する遊漁者の意識の向上を図る。これは遊漁者間の相互監視を推進し、遊漁者のマナー違反を抑制する効果があると考えられる。

(4)遊漁者の組織化

すでに漁協または遊漁船組合の組合員である遊漁船を除いた、岸釣り、プレジャーボートの利用者、カヤックなどの利用者といった、現時点で組織化されていない遊漁者をライセンス制の導入によって組織化する。この組織は(2)の啓発活動や(3)の漁場整備に対する費用負担を担い、また漁場の利用における漁業者との調整を行う。また、ライセンス制の導入にあたって(1)のルールを整備し、ライセンスの発行にあたってすべての遊漁者にルールの確認と履行を義務づける。

4-1-2 遊漁者による漁業者の営業利益の毀損問題とその解決

文献およびアンケート調査より、遊漁は水産資源量にある程度影響を与える可能性があるだけでなく、釣りによる魚体への傷が魚類の市場価値を低下させ、

漁業者の利益を毀損することが分かった。また、遊漁者による危険行為や迷惑行為が、漁業者の営業を妨害し、損害を与えていることも判明した。この問題を解決するためには、以下のことが必要であると考ええる。

(1)遊漁者による水産資源の過度な減少を抑えるための規制の整備

遊漁者による水産資源の過度な減少は現時点では広範には発生していないことが調査から判明しているが、今後の発生を抑止するためにも規制の整備が必要であると考ええる。特に遊漁と漁業の双方にとって重要な魚種について体長・尾数制限や釣り方・仕掛けの制限（バブルレスフックの使用義務づけなど）を行う。また、遊漁による漁獲量を把握する仕組みを整備する。

(2)遊漁者の水産資源の保護・増殖活動への負担の確立

遊漁者は、遊漁によって減少したと考えられる資源量と、釣りによって毀損した水産資源の市場価値の和を補う分の水産資源の増殖活動に対して、資金および労力を提供する。特に遊漁と漁業の双方にとって重要な魚種については、漁業者と協力してこの活動を行う。

(3)漁業者が受ける損失への補填

遊漁者による漁具の破損や、ごみの投棄などによって、漁業者は漁具の修理に係る費用や漁具の修理やごみの片づけを行う時間分の機会費用の損失を被っている。この損失を、遊漁者および釣り具メーカーや釣り関連メディアなどを含む遊漁関連企業から徴収した資金によって補填する。この資金は、遊漁者からのライセンス収入に加えて、遊漁関連企業の売り上げに対して一定の割合で供出金を課す形で調達する。自然分解される釣り糸など、環境に良い製品の開発や、遊漁者に対する啓発活動を行った企業に対しては売り上げに対する供出金の課率を優遇する。また、漁業者への損失補填を行った後の余剰資金は、遊漁にとって重要度の高い魚種の放流資金や釣り場の整備に充てるものとする。これによって、遊漁者同士での相互監視、釣り関連のメディアによるルール・マナーに対する啓発活動、釣り具メーカーによるごみになりにくい製品や漁具に引っ掛かった場合に危険度が低い製品の開発を促す。

4-2 遊漁と漁業が連携した資源保護

4-2-1 遊漁に関する各団体の組織化の在り方

4-1 で述べた通り、遊漁者と漁業者の間での対立を解消するためには、規制の整備と遊漁者と漁業者との間での調整、さらに遊漁と漁業の共同による水産資源の保護・増殖活動が必要となる。2022 年現在において、上述のとおり海面利用協議会が調整機関として存在しているが、その効果は限定的であることがアンケート調査の結果よりいえる。岸釣り、遊漁船利用者、プレジャーボート利用者、カヤックや SUP などの利用者といったすべての遊漁者が参画可能な調整機構として、「遊漁と漁業の調整機関」を海面利用協議会の機能を補完する第三者機関として設立する必要があると考える。

この調整機関の設立・運営に関して、関係各団体の役割を資金・人材の流れを示した図 3 を第 25 項に示す。都道府県や東京湾沿岸など一定の地域において、岸釣り、遊漁船、プレジャーボートなど遊漁船以外の船舶それぞれで釣りをすることが出来るライセンスを発行し、簡易的な登録制度を設けて地域ごとの遊漁者団体を組織する。この地域遊漁者団体は遊漁者からのライセンス料や、遊漁者からの漁業者との調整に対する要望を管理し、後述の漁業者との調整機関への代表者の派遣を担う。また、必要に応じて遊漁と漁業が共同で行う資源の保護・増殖活動に対する労力の提供や、遊漁者による漁獲量の集計を行う。さらに、この地域遊漁者団体の上部組織として、全国遊漁者団体を組織する。この組織は、既に存在している全釣り協と日釣振を発展させたものに近く、釣り具メーカーなど、遊漁に関連する企業も加盟する。遊漁関連企業は釣り具の売り上げなどに対して一定の割合で供出金を支払い、この供出金とライセンス収入の一部を利用してこの団体は運営される。この団体の役割は、水産資源の保護・増殖活動や漁場整備のための資金提供に加えて、全国規模での釣り振興や釣り人のマナー向上活動の実施および漁業者の損失に対する補填への資金の提供である。また、遊漁関連企業に対して、環境へ配慮した製品の開発を供出金の課金率の調整などを通じて促し、課金率の調整のための評価や審査などの活動を行う。上記によって組織化された遊漁者と漁業者との調整を行う第三者機関を、地方自治体による調整に係る費用と必要な人材の派遣、人件費の負担などの支援のもとで設立する。地方自治体がこの機関の設立を支援するにあたっては、水産庁による監督と資源管理に関するノウハウの提供が必要となる。

4-2-2 遊漁者団体と漁業者間で連携の在り方

上述の「遊漁と漁業の調整機関」の主な役割は以下の5つである。

(1) 遊漁者と漁業者の調整

漁場の利用方法や漁場の住み分け、漁法などについての規則や取り決めの整備について、遊漁者と漁業者の間での協議を仲介する。そして協議によって取り決められたルールを明文化し、海面利用協議会を通じて行政に対して履行義務のある規則としての整備を依頼する。

(2) 遊漁者と漁業者の共同による資源の保護・増殖活動

遊漁と漁業双方にとって重要度の高い魚種について、漁獲枠の配分などの調整を担う。また、遊漁者が漁業者と共同で行う資源の保護・増殖活動についての協議を仲介する。資源の保護・増殖活動は、活動実績・経験があり、活動に必要な設備を持つ漁業者が主体となって取り組むことになる。「遊漁と漁業の調整機関」は、各遊漁者団体および漁協から資源の保護・増殖に係る費用を集め、その費用を用いて漁業者に活動を委託する。

(3) 漁場および漁港の整備

遊漁者と漁業者双方が利用する漁場および漁業施設の整備について、遊漁者と漁業者双方の費用負担または人的負担において行うための協議を仲介する。上述の資源の保護・増殖活動と同様に、活動の主体は漁業者が主体となる。「遊漁と漁業の調整機関」は、各遊漁者団体から資金を集め、その資金を用いて漁業者に漁場の整備を委託する。

(4) 漁業者が受ける損失への補填

遊漁者による漁具の破損や釣り針によるけがなど、漁業者が受けた損失に対して、各遊漁者団体から集めた資金を用いて補填する。すでに漁業保険制度に基づいて、漁具の破損などを補償する漁業共済制度が整備されている。この共済制度ではすでに国が掛け金の一部を負担しているが、それに加えて遊漁者からの資金によって「遊漁と漁業の調整機関」が一部を負担する。また、漁業者が損失

する機会費用の補填は水産資源の保護・増殖活動への遊漁者の負担分の増加によって行う。

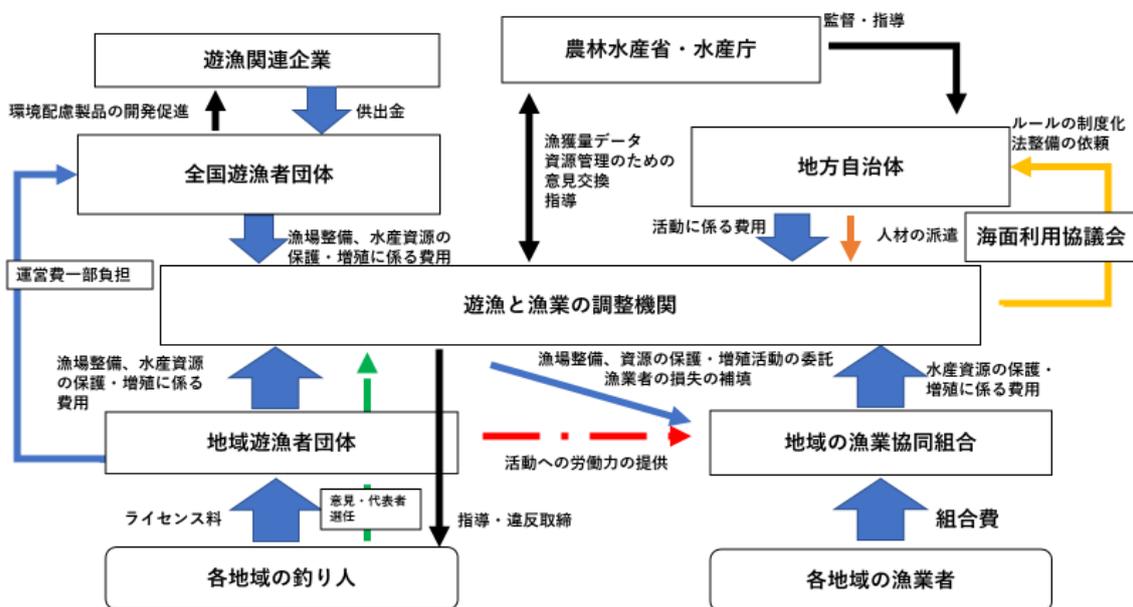
(5)遊漁者の指導・違反行為の取り締まり

国立公園の自然保護官のように、遊漁者の違反を取り締まる権限を持つ人員を育成・派遣する。この人員は、遊漁者に対する釣り方の指導や釣り場における安全管理など、遊漁を振興する活動も行う。

(6)水産庁および都道府県との調整、意見交換

遊漁者による漁獲量のデータなど、水産資源の保護・増殖のための政策決定に必要な情報について、水産庁とのやり取りを行う。また、該当地域における資源の保護・増殖活動の効果的な方法について、水産庁と意見交換し、指導を受ける。また、遊漁者および漁業者を代表する組織として、港湾整備など海洋環境に影響を与える公共事業や法整備について、地方自治体との調整を担う。

図3 遊漁と漁業の調整機関の設立・運営における関係各団体の役割



筆者作成

おわりに・謝辞

この研究では、遊漁者と漁業者との間での対立問題と資源問題について、主に漁業者からの聞き取りによって明らかにし、その対立の解消と遊漁者と漁業者が共同で行う資源管理の枠組みについて提案を行った。この提案では、漁場整備や資源保護に対してほとんど負担をしてくれなかった遊漁者に対して、それらに対する負担を課すことになった。この負担の増加に対して、漁港や岸壁の遊漁者への開放や、遊漁者が自由に利用できる漁礁の設置などある程度の還元を行う必要があるといえる。また、この研究では釣り関連のメディアや釣り具メーカーに対して調査を行っていない。それらの遊漁関連企業が遊漁と漁業の対立問題にどのように向き合い、また対立の解消のためにどのような負担をするべきかより詳細に検討することが当研究の課題として残った。

最後に当研究の調査に協力してくださった東京都・神奈川県・千葉県の各漁業協同組合の皆様、水産庁栽培養殖課の某氏にお礼を申し上げ、論文の結びとする。

注釈

注1：遊漁にはモリ突きや徒手採捕なども含まれるが、本稿では釣り人のことを指す。

注2：同団体は2012年6月7日付で解散している。

注3：クロマグロは、他のマグロ類やカツオ類を狙った遊漁船でも釣られる可能性があり、幼魚は外洋に面した防波堤や沖堤防などでも海況によってまれに釣られる。また、青森県ではクロマグロの成魚を専門に狙う遊漁船事業者が営業している。

注4：日本釣振興会が2020年に作成したパンフレットによれば、同団体の2018年における個人会員会費は約6400千円である。年会費は2千円であるから、個人会員数は約3200人となる。

注5：一色竜也（2013）「神奈川県沿岸における遊漁案内業船によるマダイ釣獲量の年変動」,日本水産学会誌,79巻3号, p 337- p 344

注6：京都府農林水産技術センター海洋センター（2011）「遊漁船による釣獲量と経済効果」より

注7：一色竜也（2010）「神奈川県における陸釣り遊漁釣獲量の推定」神奈川県水産技術センター研究報告（4）， p 15- p 20

注8：漁業調整規則においては「何人も、次に掲げる漁業を営んではならない」といった形で漁法などについての規制が記載されている場合がある。この

場合、規制は遊漁者と漁業者の両方に適応されるといえる。

注 9：2022 年 9 月 9 日水産庁庁舎にて行った。

注 10：第 40 項質問 16

注 11：釣りあげた魚を殺して持ち帰らず、再放流すること。理論上は水産資源の資源量を毀損しない。

参考文献・URL

日本生産性本部（2015）『レジャー白書 2015』

日本生産性本部（2022）『レジャー白書 2022』

農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2021）

農林水産省「海面漁業生産統計調査」（2022）

農林水産省「漁業構造動態調査」（2021）

水産庁（2022）「水産基本計画」

金田禎之（2001）『漁業法のここが知りたい』

水産庁（2020）「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」

日本水産学会水産増殖懇話会編（2005）『遊漁問題を問う』恒星者厚生閣

牧野光琢（2013）『日本漁業の制度分析：漁業管理と生態系保全』 恒星社厚生閣

山下東子（2012）『魚の経済学：市場メカニズムの活用で資源を護る』日本評論社

片野歩，阪口功（2019）『日本の水産資源管理：漁業衰退の真因と復活への道を探る』慶應義塾大学出版会

一色竜也（2013）「神奈川県沿岸における遊漁案内業船によるマダイ釣獲量の年変動」,日本水産学会誌,79 巻 3 号, p 337- p 344

一色竜也（2010）「神奈川県における陸釣り遊漁釣獲量の推定」神奈川県水産技術センター研究報告（4）， p 15- p 20

京都府農林水産技術センター海洋センター（2011）「遊漁船による釣獲量と経済効果」

農林水産省通知（2002）「海面における遊漁と漁業との調整について」

水産庁漁政部 桜井政和（2015）「我が国と米国の釣り施策」水産振興 565 号

今井 利為（1996）「遊漁の現状と課題」日本水産学会誌 62 巻 5 号 p.818-819

水産庁 HP

<https://www.jfa.maff.go.jp/>

一般社団法人全日本釣り団体協議会 HP

<http://www.zenturi-jofi.or.jp/>

公益財団法人日本釣振興会 HP

<https://www.jsafishing.or.jp/>

問7. 多くの県で、遊漁者と漁業者との間での紛争を回避するために、海面利用協議会が各地域で作られた「地元ルール」を、推奨ルールとして周知を図っています。貴組合では、遊漁者との間で、このような地元でのルールや申し合わせ事項を作られていますでしょうか。

1. はい 2. いいえ

問8. 問7で はい と回答された方にお伺いします。その地元ルールまたは申し合わせは、次のうちどれについてのものでしょうか。あてはまるものをご回答ください。(複数の○での回答可)

1. 漁期 2. 漁獲量 3. 漁法(釣り方) 4. 漁場
5. その他(具体的にご記入下さい:)

問9. 問8でご回答いただいた地元ルールや申し合わせ事項を策定する際に障害や困難などはございましたか。

1. はい 2. いいえ

問10. 問9で はい とお答えいただいた方にお伺いします。その障害や困難などは次のうちどのようなものでしょうか。あてはまるものをお選びください。(複数の○での回答可)

1. ルール策定に要する費用 2. ルールの周知や違反者の抑止の困難
3. 行政の支援の不足 4. 漁業者側の人材不足
5. その他(具体的にご記入下さい:)

問11. 問6で いいえ と回答された方に伺います。地元ルールや申し合わせが作られない理由はどのようなものでしょうか。次のうちから、あてはまるものをお選びください。(複数の○での回答可)

1. ルール策定に要する費用 2. ルールの周知や違反者の抑止の困難
3. 行政の支援の不足 4. 漁業者側の人材の不足
5. その他(具体的にご記入下さい:)

問12. 水産資源の保護・増殖に関して、貴組合で独自に行われていることはございますか。

1. ある 2. ない

問13. 問12で ある と回答された方に伺います。水産資源の保護・増殖に関して、どのような独自の活動をおこなっていますか。次のうちからあてはまるものをお選びください。(複数の○での回答可)

1. 漁獲量の制限
2. 漁法の制限
3. 漁期の制限
4. 漁場の整備 (漁礁の設置やアマモの増殖、干潟の保全など)
5. 稚魚の放流
6. その他 (具体的にご記入下さい:)

問14. 問12でお答えいただいた活動の中で、遊漁者から協力を得られているものをお選びください。(複数の○での回答可)

1. 漁獲量の制限
2. 漁法の制限
3. 漁期の制限
4. 漁場の整備 (漁礁の設置やアマモの増殖、干潟の保全など)
5. 稚魚の放流
6. その他 (具体的にご記入下さい:)

問15. 問12でご回答いただいた活動に対する、遊漁者の協力はどのようなものでしょうか。次のうちあてはまるものをお答えください。(複数の○での回答可)

1. 活動に関する労力の提供
2. 活動に関する資金の提供
3. 定められたルールの周知・徹底
4. その他 (具体的にご記入下さい:)

問16. 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めますか。

回答欄

問17. 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に

回答欄

対してどのような支援を強く要望しますか。

問18. 水産資源の保護・増殖に関して、遊漁者以外に、釣り具メーカー、小売店、釣り番組の制作会社など、遊漁に関連する業者・団体にどのような協力を望みますか。

回答欄

以上

研究にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。当アンケートによって得られた情報は、卒業研究のみに利用し、第三者への提供は致しません。

添付資料2 アンケートへの回答

質問/漁協	漁協A	漁協B	漁協C
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	なし	あり	なし
質問 2 トラブルの相手	—	岸釣り プレジャーボート ジェットスキー	—
質問 3 トラブルの内容	—	漁場の競合 航路上での釣り	—
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	特になし	ハゼ 減少したわけではないが、環境の変化によって太刀魚など今まで取れなかった魚が取れるようになってしまった	回答無し
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種	—	—	—
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者	—	遊漁者というより、港湾整備の影響が大きい	—
質問 7 地元ルールの有無	なし	なし	なし
質問 8 地元ルールの内容	—	—	—
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	—	—	—
質問 10 質問 9 の障害の種類	—	—	—
質問 11 地元ルールを作らない理由	遊漁船事業者、漁業者双方ともに組合員のため	ルールというよりマナーの問題だと思う	—

質問/漁協	漁協D	漁協E	漁協F
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	なし	あり
質問 2 トラブルの相手	岸釣り プレジャーボート	—	遊漁船 プレジャーボート 岸釣り
質問 3 トラブルの内容	プレジャーボートが漁業施設に侵入して施設を破損	—	ごみのリセット内での釣り
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	なし	回答無し	カマス キス カレイ類 太刀魚 スズキ
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種	—	—	カレイ類 スズキ
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者	—	—	遊漁船 プレジャーボート
質問 7 地元ルールの有無	いいえ	なし	あり
質問 8 地元ルールの内容	—	—	撒き餌ルール
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	—	—	なし
質問 10 質問 9 の障害の種類	—	—	ルールの周知や違反者の抑止の困難
質問 11 地元ルールを作らない理由	—	回答無し	

質問/漁協	漁協G	漁協H	漁協I
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	有り	あり	あり
質問 2 トラブルの相手	遊漁船 プレジャーボート 岸釣り	岸釣り	岸釣り
質問 3 トラブルの内容	漁法 ごみ 海上に設置された 漁業施設や網等の 破損 ルアーなどが漁網 に引っ掛かりけが をする	漁法 ごみ	漁法を巡るト ラブル ごみ
質問 4 釣り過ぎが原因で 減少した魚種	—	—	—
質問 5 質問 4 の魚種のうち 組合にとって重要な 魚種	スミイカ マコガレイ ヒラメ	—	—
質問 6 質問 4 の魚種の減少 について責任のある 遊漁者	—	—	—
質問 7 地元ルールの有無	無し	有り	あり
質問 8 地元ルールの内容	—	漁期 漁法 体長制限	漁法
質問 9 地元ルールや申し合 わせ事項を策定する 際の障害や困難	—	なし	なし
質問 1 0 質問 9 の障害の種類	—	—	—
質問 1 1 地元ルールを作らな い理由	ルールの周知や 違反者の抑止の困 難 行政の支援の不足	—	—

質問/漁協	漁協J	漁協K	漁協L
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	なし	あり
質問 2 トラブルの相手	岸釣り	—	岸釣り
質問 3 トラブルの内容	稚魚放流の後の釣り	—	漁法 ごみ
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	なし	なし	—
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種	なし	—	—
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者	—	—	—
質問 7 地元ルールの有無	なし	あり	なし
質問 8 地元ルールの内容	—	漁期 漁場	—
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	—	なし	—
質問 1 0 質問 9 の障害の種類	—	—	—
質問 1 1 地元ルールを作らない理由	漁業者側の人材不足	—	ルールの周知や違反者の抑止の困難 漁業者側の人材不足

質問/漁協	漁協M	漁協N	漁協O
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	なし	あり	あり
質問 2 トラブルの相手		遊漁船	遊漁船 岸釣り（道具の性能が向上し、飛距離が出て危険） カヤックなど海に適さない船がコロナで増加。沖合まで来て危険
質問 3 トラブルの内容		漁場の競合 漁法	漁場の競合 釣り針などが漁具に絡まる 特にルアーなどの疑似餌が多い
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	回答無し	アカムツ	回答無し
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種		アカムツ	
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者		遊漁船	
質問 7	あり	あり	なし
質問 8 地元ルールの内容	漁法	漁獲量	
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	なし	あり	
質問 1 0 質問 9 の障害の種類		ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援の不足 漁業者側の人材不足	
質問 1 1 地元ルールを作らない理由			ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援不足

質問/漁協	漁協P	漁協Q	漁協R
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	あり	なし
質問 2 トラブルの相手	遊漁船 プレジャーボート 岸壁	プレジャーボート 岸釣り	—
質問 3 トラブルの内容	漁場の競合 漁法 定置網などの漁具の破損	ごみの投棄 密漁	—
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	カツオ (因果関係は証明できない)	真蛸	—
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種	カツオ	真蛸	—
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者	遊漁船	遊漁船	—
質問 7 地元ルールの有無	あり	あり	なし
質問 8 地元ルールの内容	漁期 漁法 漁場 夜間遊漁の禁止	漁期 漁法 漁場	—
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	あり	あり	—
質問 10 質問 9 の障害の種類	ルールの周知や違反者の抑止の困難	ルールの周知や違反者の抑止の困難	—
質問 11 地元ルールを作らない理由	—	—	特に現在まで紛争など起きていないから

質問/漁協	漁協S	漁協T	漁協U
質問 1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	あり	なし
質問 2 トラブルの相手	岸釣り	岸壁	—
質問 3 トラブルの内容	漁港内で立ち入り禁止になっている場所での釣り 漁業用畜養水面で釣り	漁法 ごみ	—
質問 4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	不明（そういった話は聞かない）	釣り過ぎはないと思われる	なし
質問 5 質問 4 の魚種のうち組合にとって重要な魚種	—	—	—
質問 6 質問 4 の魚種の減少について責任のある遊漁者	—	—	—
質問 7 地元ルールの有無	あり	あり	なし
質問 8 地元ルールの内容	漁場 遊漁の時間	漁期 漁法 漁場	—
質問 9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	あり	あり	—
質問 10 質問 9 の障害の種類	隣県の漁協との調整に不満が残った	費用 ルールの周知や違反者の抑止の困難 行政の支援不足	—
質問 11 地元ルールを作らない理由	—	—	—

質問/漁協	漁協V	漁協W	漁協X	漁協Y
質問1 遊漁者とのトラブルの有無	あり	なし	あり	あり
質問2 トラブルの相手	近隣漁協と当組合関係者	—	遊漁船	プレジャーボート 岸釣り SUP、カヤック
質問3 トラブルの内容	漁場の競合 漁場締め出し	—	漁場の競合	漁場の競合 漁法 ごみの投棄 SUPなどでの釣り
質問4 釣り過ぎが原因で減少した魚種	—	—	—	—
質問5 質問4の魚種のうち組合にとって重要な魚種	—	—	—	—
質問6 質問4の魚種の減少について責任のある遊漁者	—	—	—	—
質問7 地元ルールの有無	あり	あり	あり	あり
質問8 地元ルールの内容	漁場	漁期 漁獲量	漁場	漁法
質問9 地元ルールや申し合わせ事項を策定する際の障害や困難	なし	なし	なし	あり
質問10 質問9の障害の種類	—	—	—	ルールの周知や違反者の抑止の困難
質問11 地元ルールを作らない理由	—	—	—	—

質問/漁協	漁協A	漁協B	漁協C
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	なし	あり	なし
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	—	稚魚の放流 海浜・河川の清掃	—
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	—	なし	—
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	—	—	—
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	回答無し	自分主体ではなく、他人に迷惑をかけないように釣り場を利用してほしい	—
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	回答無し	港湾事業などにおいて漁師の意見を尊重してほしい	—
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	回答無し	水産・遊漁関連の団体が協力していく仕組みが必要である 場所の楽しみ方だけを前面に出すのではなく、その場所のルールやマナーを周知してほしい お互いに配慮しあって漁場を利用すべき	—

質問/漁協	漁協D	漁協E	漁協F
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	あり
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	漁場の整備	漁場の整備 稚魚の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 漁場の整備 稚魚放流
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	なし	なし	なし
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	—	—	なし
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	マナーの向上 漁港内への立ち入り禁止	—	撒き餌の全面禁止 休漁日には遊漁船も休みにする 食べないのにスポーツとして釣りをしない (リリースしても魚は死んでしまったり、針傷のある魚は市場価値はない)
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	水産資源の保護施設に係る経費	—	ルールを作り釣り禁止の場所を決め罰則を厳しくする 工場の温排水や今ある干潟を守る
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	特になし	—	もっとルールを守らせる 釣り具メーカーは脱プラをすべき 違法係留をしているプレジャーボートが一番マナーが悪く、問題にしてほしい

質問/漁協	漁協G	漁協H	漁協I
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	なし
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	漁法の制限 漁場の整備 稚魚の放流 スマイカの産卵施設の設置	漁期の制限 稚魚の放流	—
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	なし	なし	—
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	なし	なし	—
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	漁業者が作業をしているのに投げ釣りを するマナーの悪い遊漁者も多く見られる。 操船を誤りのり網にべらが絡まり動け なくなり救助することもある。そのま ま自分で網を切断して逃げてしまう遊 漁者も多数いるという現状があり困っ ている。 資源の保護・増殖のための活動を漁業 者は仕事の合間や休漁日などに行っ ている。遊漁者はもう少し意識を持っ てほしい。 遊漁船も漁業を行っている漁業権内に 案内するのはやめていただきたい。	—	—
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	最近では君津市の日本製鉄から有害物 質が流れ魚が死んでしまう事例が発生 しましたが、 遊漁者・漁業者だけでなく、東京湾で は海に隣接する工場地帯や川から海に ごみが流れ込んでくることもあります ので、山林を管理する方たち、いろい ろな方面から山を守るよう行政のほう でも規制や注意喚起を行っていただ きたい。	—	—
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	釣りの情報などを発信する方々が、漁 業の邪魔をしないよう、マナーを守り ましょうと発信をしていただきたい。 立ち入り禁止区域での釣りや路上駐車 やごみのポイ捨てなど様々なことが漁 業者の作業の手を止めてしまっている のが現状である。	—	—

質問/漁協	漁協J	漁協K	漁協L
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	あり
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	漁期の制限 稚魚の放流	稚魚の放流 稚貝の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 漁場の整備 稚魚の放流
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	漁期の制限	稚魚の放流	—
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	定められたルールの周知・徹底	活動に関する労力の提供 活動に関する資金の提供 定められたルールの周知・徹底	—
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	稚魚放流の後の釣りは禁止してほしい	船観光局などの漁業違反	密漁及び疑われる行為
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	密漁禁止の徹底	海の生態系の変化に対応できる対策	適正な資源の把握とそれに応じた資源管理
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	稚魚放流基金箱設置	特になし	—

質問/漁協	漁協M	漁協N	漁協O
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	あり
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	稚魚の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 稚魚の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 稚魚の放流
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	漁獲量の制限	漁獲量の制限	—
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	定められたルールの周知・徹底	定められたルールの周知・徹底	—
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	—	漁獲物の乱獲防止（TAC遵守） 操業協定の遵守	持ち帰り量（尾数）制限 撒き餌禁止 無動力船の規制 カヤックなどの静穏度の保たれた場所以外での使用禁止
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	漁業者に対して負担のかからない管理にしていきたい	漁業者と同様の漁獲の制限・報告	釣り具メーカーやえさ販売メーカー、小売店などの売りに環境税的なものにかけて徴収してはどうか。 漁師を含め海川湖すべてに携わる者から徴収しては
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	—	—	関係団体が共有して取り組んでいくべき。 行政任せではダメだと思う

質問/漁協	漁協P	漁協Q	漁協R
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	あり
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	漁期の制限 稚魚の放流	漁期の制限 漁場の整備 稚魚の放流	漁法の制限 漁期の制限 稚魚の放流
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	漁期の制限 漁獲量の制限	漁期の制限	漁期の制限 稚魚の放流
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	活動に関する資金の提供	定められたルールの周知・徹底	活動に関する労力の提供 定められたルールの周知・徹底
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	産卵期の親魚保護	規定サイズ以下の稚魚のリリース	—
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	遊漁に対するライセンス制の導入	磯焼け対策の調査・研究の強化	—
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	ローカルルールの周知と理解促進	漁協ルールの協力遵守	—

質問/漁協	漁協S	漁協T	漁協U
質問 1 2 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	なし
質問 1 3 質問 1 2 の活動の内容	漁期の制限 稚魚の放流 体長制限	漁獲量の制限 漁期の制限 稚魚の放流	—
質問 1 4 質問 1 3 の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	遊漁船事業者はすべて組合員なのですべての事項に協力している。 一方プレジャーボートやゴムボートなどはからは協力を得られていないと思う	漁法の制限・漁期の制限	—
質問 1 5 釣り人からの協力の内容	—	活動に関する労力の提供 定められたルールの周知・徹底	—
質問 1 6 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めるか	—	すでに行っているが、小さい魚は戻すようにすることが大事だと思う	—
質問 1 7 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	漁業者は対象が絞れるため、漁協を通じて行政からの指導ができるが、遊漁者（特に遊漁船を利用しない人）に関しては把握できず、指導しきれないのが現状である。 この点を改善する仕組み図案が必要だと思う	市町村単位ではなく、国を挙げた対策を望む	—
質問 1 8 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	漁具や簡易な船舶を販売するだけでなくルールを守るよう指導してもらいたい 特にTVでヤスで魚を突いたり、アワビやサザエなどをとることを見せるのは、県によっては違法であったり漁業権の侵害にあたるのでよく勉強してから放送してほしいと苦々しく思っている	ビニール・プラスチックの対策を強化してほしい	—

質問/漁協	漁協V	漁協W	漁協X	漁協Y
質問12 水産資源の保護・増殖に関して、組合で独自に行われていることの有無	あり	あり	あり	あり
質問13 質問12の活動の内容	稚魚の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 稚魚の放流	漁獲量の制限 漁法の制限 漁期の制限 稚魚の放流 禁漁区の設定	漁法の制限 漁期の制限 漁場の整備 海底清掃
質問14 質問13の活動の中で遊漁者から協力を得られている活動	稚魚の放流 マダイ放流負担金	—	漁獲量の制限 稚魚の放流	—
質問15 釣り人からの協力の内容	活動に関する労力の提供 活動に関する資金の提供	定められたルールの周知・徹底	活動に関する労力の提供 定められたルールの周知・徹底	—
質問16 遊漁者に対して、水産資源の保護・増殖のためにどのような行為の自粛を求めらるか	—	—	—	仕掛けの根掛かりやごみの放置、コマセなどの制限 および漁船に近づかない（特にSUP、カヤック）ことなどを考えてほしい
質問17 水産資源の保護・増殖に関して、都府県・市町村の水産行政当局および水産庁に対してどのような支援を強く要望しますか。	稚魚・稚貝の放流事業強化 磯焼け対策、海藻の再生方法の指導など	—	—	水産多目的事業 発揮対策予算の増額
質問18 遊漁に関連する団体にどのような協力を望むか	—	—	—	漁場保全に対するサポート 資金援助やメディアでの拡散